

岡山市・建部町・瀬戸町
新 市 基 本 計 画

岡 山 市

平成25年12月変更

目 次

第1章 序論	-----	1
1 合併の必要性	-----	1
2 計画策定の方針	-----	3
第2章 新市の概要	-----	4
1 歴史	-----	4
2 自然条件	-----	5
3 社会条件	-----	6
4 人口	-----	9
第3章 主要指標の見通し	-----	15
第4章 まちづくりの基本方針	-----	16
1 まちづくりの基本方針	-----	16
2 土地利用の基本方針	-----	19
第5章 新市の施策	-----	23
1 健やかで、心がかよう、安心福祉都市の実現	-----	23
2 共に支えあい、環境にやさしい、安全都市環境の形成	-----	26
3 人が育ち、文化が薫る、個性輝く国際都市の創造	-----	29
4 快適で、ゆとりある、魅力的都市空間の創出	-----	32
5 人々が集い、活力あふれる、豊かな地域産業の振興	-----	34
6 市民と共に歩む、都市内分権型行政の推進	-----	36
第6章 公共施設の適正配置と整備	-----	38
第7章 財政計画	-----	39
1 設定条件	-----	39
2 財政計画	-----	41

第1章 序 論

1 合併の必要性

今日、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、生活圏の広域化、国・地方を通じた厳しい財政状況など、市町村行政を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

基礎自治体として総合的な住民サービスの提供の責務を負う市町村には、行財政基盤の強化や広域的対応が強く求められており、市町村合併は、その有効な手段として全国的にその取組が進められる中、岡山市は、平成17年3月22日に御津郡御津町及び児島郡灘崎町と合併し、新「岡山市」として新たな歩みを始めています。

こうした背景の下、岡山市・建部町・瀬戸町（以下この章において「当地域」という。）における合併の必要性については、主に次のものが挙げられます。

(1) 厳しい財政状況と高度化する市民ニーズに対応するために

国・地方の財政状況は厳しい状態が続いている、いわゆる「三位一体改革」の推進に伴い、国庫補助負担金・地方交付税の改革等が行われ、地方自治体の財政を取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

一方、住民ニーズの高度化等を背景に、市町村には専門的な行政サービスの提供が求められており、救急消防、ごみ処理、介護保険や情報化・国際化への対応など、単独の市町村では対応が困難な業務が多くなっています。さらに、少子・高齢化の進展に伴う行政需要の増大、人的資源の不足が懸念されています。

このため、当地域が合併することにより、専門的知識や技術を備えた職員の育成・配置による行政能力の向上を図るとともに、特別職や議員・職員などの削減によるスケールメリットを活かした簡素で効率的な行財政の運営体制を構築し、どのような状況下でも持続的・安定的な行政サービスを総合的に提供できるようしていく必要があります。

(2) 魅力ある都市づくりのために

住民に最も身近な自治体である市町村は、地方分権時代の本格的到来により、今後、都市間競争が一層激化する中、「自己決定・自己責任」の原則の下、医療・介護等の福祉関係をはじめとする住民サービスの向上を図るとともに、地域特性を活かした個性的で魅力ある都市づくりに努めなければなりません。

この観点から、岡山県の県都であり中核市である岡山市の行政体制と財政基盤を基に、中四国地域における拠点性と交通の結節点としての優位性や、恵まれた自然環境や温暖な気候風土といった当地域の特色を活かしつつ、地域住民との協働のもと、比較優位分野の拡充を図る必要があります。

このため、当地域の合併を通じて、地域の実情に応じた質の高い行政サービスを提供することにより、「住みよい・住みたい・住み続けたい都市づくり」を進めながら、将来的には、現行地方自治制度上最も自立した基礎自治体である政令指定都市への移行を視野に入れ、地方分権時代における中四国地域の中核拠点都市としての発展をめざすことは、大きな意義があります。

2 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第3条に基づいて作成するものであり、岡山市・建部町・瀬戸町の合併後において、同法第6条に規定する新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るとともに、将来の政令指定都市の実現を見据え、

- ① 優位分野の相互共有等による住民福祉の向上
- ② 一体性の速やかな確立と均衡ある発展
- ③ 持続的・安定的な行財政運営体制の構築

のための基本方針等を定めるものです。

(2) 計画の構成

この計画は、合併後の新しいまちづくりのための基本方針、基本方針を実現するための施策、公共的施設の適正配置及び財政計画をもって構成します。

なお、建部町及び瀬戸町の将来に向けた地域づくりに重点を置くものとし、岡山市地域については「岡山市・御津町・灘崎町 新市建設計画」を基本とし、これは新市建設計画終了後も本計画の期間である平成33年度まで継続するものとします。

(3) 計画の期間

各施策における主な事業及び財政計画期間は、平成18年度から平成33年度までの16か年間とします。